令和６年度第 40 回鈴鹿市子ども・子育て会議

開催日時	令和６年７月 22 日（月）13：30　～　15：25
場所	鈴鹿市役所　12 階 1205 会議室
出席委員	上田　ゆかり、柴田　丈夫、杉本　美音理、井ノ口　智士、藤井　さゆり、真昌　一竜、服部　高明、近藤　真奈美、磯部　俊秀、杉本　友貴、朝比　智美、西岡 めぐみ、田城　朋子、中村　明里、吉田　崇秀（計 15 人）
事務局等	子ども政策部長（坂本）、子ども政策部次長（小林）、子ども政策課長（長尾）、子ども政策課総務 GL（松井）、子ども政策課総務 G（尾崎、岩﨑）、子ども政策課子ども福祉 GL（平塚）、子ども育成課長（中村）、子ども育成課保育幼稚園 GL（柴原）、子ども家庭支援課長（坂﨑）、子ども家庭支援課家庭支援 GL（小久保）、子ども家庭支援課発達支援 GL（西出）、子ども家庭支援課教育相談 GL（長島）、子ども保健課長（中川）、子ども保健課母子保健 GL（中井）、文化振興課生涯学習 GL（小林）、教育指導課長（上田）、Next-i 株式会社２名
傍聴者	１人
資料	事前送付資料：(1)事項書　(2)資料１・２・３・４・５ 当日配布資料：(3)委員名簿　(4)事務局名簿　(5)配席表

事務局 （総務 GL）	**事項書１　開会** 事務局挨拶（司会進行） 委員の出席状況（出席者 15 名　欠席者 4 名）の確認 傍聴人数（1 名）の確認 条例第 5 条第 2 項の規定により、会議の成立を確認
事務局 （子ども政策部長）	前回の会議では、第３期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画にかかる計画策定の法的根拠と趣旨、スケジュール、教育・保育事業及び地域子ども子育て支援事業の量の見込み等について、国の手引きに基づきアンケート調査結果から算出した補正前の数値を確認いただいたところであるが、本日の会議では、前回に引き続き、第３期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画の「骨子案」について審議をお願いする。 子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、今後一層複雑化することが予想されるため、委員の皆様をはじめ、本市の子育て支援に携わる方々と連携しながら、安心して子育てができる環境整備に取り組んでいけるよう、引き続きご支援を賜るようお願いを申し上げる。

<table>
<tr><td>事務局
（総務 GL）</td><td>・委員の交代　駒田委員　⇒　柴田委員（鈴鹿市医師会/理事）
・柴田新委員からご挨拶
・委員の互選により、柴田委員を副会長に選出
・会議資料の確認</td></tr>
<tr><td>上田会長</td><td>事項書２　議事
「第 3 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画について」議事進行</td></tr>
<tr><td>事務局
（総務 GL）</td><td>【資料 1】「第 3 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画について」に基づき説明。</td></tr>
<tr><td>Next-i
株式会社</td><td>【資料 2】「第 3 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）」に基づき説明。</td></tr>
<tr><td>事務局
（総務 GL）</td><td>【資料 3】「第 3 期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策案」に基づき説明。
また、次のとおり資料の訂正を行う。
P2　4 地域子ども・子育て支援事業　「子育て短期支援事業（ショートステイ）」の補正後の量の見込み（案）及び確保方策
修正前：
<table>
<tr><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>376</td><td>420</td><td>468</td><td>523</td><td>583</td></tr>
<tr><td>376</td><td>420</td><td>468</td><td>523</td><td>583</td></tr>
</table>
修正後：
<table>
<tr><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th></tr>
<tr><td>266</td><td>285</td><td>306</td><td>329</td><td>353</td></tr>
<tr><td>266</td><td>285</td><td>306</td><td>329</td><td>353</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>事務局
（総務 GL）</td><td>【資料 4】「放課後児童対策パッケージに基づく鈴鹿市行動計画素案」に基づき説明。</td></tr>
<tr><td>事務局
（総務 GL）</td><td>【資料 5】「第 2 期鈴鹿市子どもの貧困対策計画素案」に基づき説明。</td></tr>
<tr><td>西岡委員</td><td>【資料 2】P35 について、「利用したいサービスは延長保育」と記載があるが、幼稚園で延長保育をすれば、利用者がもっと増えるのではないか。</td></tr>
<tr><td>事務局
（子ども育成課長）</td><td>現在、延長保育は実施していないが、今後そういったニーズがあれば、各施設の役割を考慮しながら、私立幼稚園協会とも話をして考えていきたい。</td></tr>
</table>

中村委員	【資料 2】P69 に PDCA サイクルの説明があるが、第 2 期子ども・子育て支援事業計画のなかでチェック機能があったかどうか、市役所以外の外部のチェック機能があったかどうか、今後第 3 期計画に向けて、外部からのチェック機能について、どのように考えているのかお聞きしたい。
事務局 （総務 GL）	前回の 5 月の会議がそうであったが、本会議の場で事業担当課から取組実績等について報告させていただき、それを受けて委員の皆さまから意見をいただいている。点検評価については、その部分が当てはまる。 また総合計画においても、チェックすべき事業として位置づけられており、最終的には実行計画という形で公表している。外部審査機関というわけではないが、市民の方に公開し、広く見ていただく形になっている。
中村委員	この会議でしっかりとチェックしているということであるが、他の市町村では NPO 団体が入っているところもある。鈴鹿市では外部からチェックが入ることについて、どのように考えているのか。より良くするためにも、外部からのチェック機能を少しでも多くした方が良いのではないか。
柴田副会長	外部機関とは具体的にどのようなものがあるのか。
中村委員	第 1 期子ども・子育て支援事業計画の際には、NPO 団体が入っていたのではないか。
柴田副会長	第 3 期計画を策定するにあたり、第 2 期の際に成果がどのくらいあったか、見直すことは必要だと思う。毎年会議の場で審議し、見直しているということであるが、外部の目で事業計画が行われているか、何らかのかたちでチェックし評価してもらうことは重要だと思う。
事務局 （子ども政策部長）	本会議は、多岐に渡る分野の方々に参画いただいているため、それぞれの立場からチェックしていただくことで、本会議がチェック機能として十分働いていると考えている。 その上で、新たに違う第三者的な立場から、ということであればその必要性も検討するところであるが、本会議の構成員の方々から、こうして様々な意見を積極的にいただいているため、現状のところは、十分チェックをいただけていると、私たちとしては考えている。今後についてはまたじっくりと考えていくところであるが、現状は本会議の構成員の方々に、引き続きよろしくお願いしたい。

西岡委員	【資料 2】P27 の図表 2-36 のアンケート回答項目の下から 3 番目に、「産前産後の休暇（産前 6 週間、産後 8 週間）を取得できることを知らず、退職した」とあるが、産前産後の休暇について、どこの企業でも取得できるものなのか。「知らずに退職した」ということであるが、周知はされていないのか。
杉本友貴委員	法律で取得させないといけないようになっていたかと思う。 周知については、各企業で休暇制度の説明をしていると思うが、企業の風土もあるので程度に差はあるかもしれない。あくまで個人的な意見・推測であるが、鈴鹿市は外国人労働者も多いため、うまく伝わってないところもあるかもしれないと、資料を見ていて思った。
上田会長	産前産後の休暇について、母子健康手帳交付時に周知されてはいないのか。
事務局 （子ども保健課長）	子ども保健課にて母子健康手帳を交付しているが、平成 29 年度からは妊娠された方全員に妊娠届を持ってきていただき、その時に手帳を渡している。その際に、健診のことなど様々な情報提供をさせていただくなかで、労働基準法についても触れ、妊娠を理由に辞めさせてはならないなどの説明を行っている。その方の雇用条件等もあるため、細かな制度については、勤め先に確認するようご案内させていただいている。
西岡委員	【資料 2】P24 にある「病児・病後児保育施設」というのは、病院のことか。
柴田副会長	病院と病児・病後児保育施設は別物であるが、白子クリニックのように病院に併設する場合もある。病後児保育施設は西条保育所にもある。
西岡委員	【資料 2】P22 にある「居宅訪問型保育」というのは、どのような保育か。家にいながら訪問してもらい、保育してもらえるというものか。
事務局 （子ども育成課長）	「居宅訪問型保育」は、鈴鹿市内では実施しているところがないため詳細までは分かりかねるが、小規模の保育の形であり、民間の保育士が家を訪問し保育してくれるというもので、ベビーシッターのようなものになるかと思う。
田城委員	【資料 2】P41 基本目標 1 に「子どもや子育てにやさしい地域社会づくりの推進」とあり、私自身も小学生の子どもにとっての放課

	後の居場所が大事だと思う。 【資料 4】放課後児童対策パッケージに基づく行動計画には、子どもの居場所として、放課後児童クラブと放課後子ども教室が挙げられているが、それ以外に、例えば児童館といったものは、子どもの居場所として考えていないのか。放課後児童クラブに行っている子どもが多いが、様々な事情で家庭にいる子もいるため、その子たちの居場所はどう考えているのか、お聞きしたい。
事務局 （子ども政策課長）	児童館については、玉垣と一ノ宮の 2 か所あり、現状は数を増やすことは考えていない。 放課後児童クラブについては、少子化で子どもの数が減っているものの、利用率が上がり利用人数が増え続けている状況で、利用希望者数について前もってアンケートをとり、対応しているところである。利用者が増えるのであれば補助金を出してクラブを増やせばよいという意見もあるかもしれないが、少子化のなかで先が読めない部分もあり、どんどん投資して増やしていける状況ではないため、その時の状況を見極めながら、クラブ数を調整しているのが現状である。
事務局 （文化振興課生涯学習 GL）	放課後子ども教室については、現在 7 つの小学校区で教室を実施している。地域の方や学校の協力が必要であり、また、やっていただく方がほぼボランティアということもあって、そのあたりの調整が取れないと、すべての学校区に教室を置くというのはなかなか難しいというのが現状である。
真昌委員	【資料 2】には掲載されていないが、前回のアンケート報告のなかで、休日保育への需要があった。鈴鹿市は祝日でも稼働している企業が多いため、祝日を含む休日保育について、計画の中に入れてもらえるよう検討いただきたい。祝日開けている園もあるが、負担が大きいので、この輪を広げていけると、利用者も助かると思う。
中村委員	【資料 2】P41 の基本目標の表について、第 2 期子ども・子育て支援事業計画のときは、表の上に子どもの権利と 4 つの視点が書かれていたが、第 3 期計画では載せないのか。また、現在つくっている子ども条例では、子どもの権利はどうなるのかお聞きしたい。
事務局 （総務 GL）	第 2 期計画は、子ども条例を制定する前の段階で策定したものであり、子どもの権利の重要性、必要性を鑑みて、計画に載せた経緯がある。第 3 期計画でそれを敢えて載せていないのは、子ども条例において、子どもの権利に対する姿勢を示していくべきものである

	ため、当該計画には載せる必要がないと考えている。 子ども条例を現在制定中という状況のなか、第3期計画の策定にあたっては、当該計画はあくまで教育・保育事業及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策がメインであると捉え、第2期計画と比べると範囲が狭まるが、理念といった部分については子ども条例にゆだねて計画をつくっていこうというスタンスがある。こども基本法において、こども計画を策定するよう示されており、この第3期計画も将来的にはこども計画にシフトしていきたいという考えがある。その時に改めて、子ども条例が示す方向との関連性について考えていかなければならないが、第3期計画においては、そういったことを敢えて計画に載せることはしないという判断で進めている。
上田会長	子ども条例の制定と第3期子ども・子育て支援事業計画の策定が同時に並行して動いているので、計画に載せるのは難しいかもしれないが、子どもの権利に対する想いはみんな同じだと思う。
中村委員	【資料2】P45に教育・保育提供区域の設定のなかで、「市内全域を1区域とする」とあるが、これは鈴鹿市としては変わらないのか。地域によって課題も異なるので、区分けをしたほうがいいかと思うが、いかがか。
真昌委員	地域によって課題は様々で、山側においてはここ10年前から子どもの数は減っている。一方で市街地においては、利用者の数が増えているため、この全市1区という考え方は確かに難しいところがある。ただ、今までこの枠組みでやってきているため、できればこのまま続けて、お互いに助け合ってやっていけたらというのが私立保育連盟としての考えである。今後問題がでてくるようであれば、その都度話し合っていかなければならない問題であるとは思う。
服部委員	幼稚園はバスを走らせ比較的広いエリアで動いているため、その視点でいくと全市的でもいいかと思う。全市であれば地域間で融通が利き、待機児童が抑えられるというメリットがあり、区分けすると、人口の変動が大きいエリアは数値が読めなくなり、その都度改定しなければならない恐れがある。
中村委員	利用者目線でいえば、空いているところがあっても生活圏でなければ、通うのが不便に感じることもある。きめ細かな対応ができるよう、鈴鹿市のほうでも考えていただければと思う。
服部委員	【資料3】1家庭類型の分類について、現在の割合と潜在的な割合

	をそれぞれどのように算出するのか。
Next-i 株式会社	国の手引きに従い、前回の会議にて報告させていただいたアンケート結果（報告書 P17「保護者の就労状況」）に基づいて算出している。現在の割合については、文字どおり、ご両親が就労形態について回答した結果を、【資料 2】P52 の表にあてはめタイプを決定し、算出している。潜在的な割合については、ざっくりとした説明になるが、アンケートにおいて、パートタイム又は無職の方に対し、今後どのような働き方をしたいかという設問があり、その回答と現在の家庭類型の方がどう答えたかを組み合わせるなどして算出している。手引きでは非常に細かく示されているが、口頭で詳細に説明するには難しいところがある。
服部委員	鈴鹿市の特性なのか、景気の状況により就労がぐっと増え、すぐに保育所が足りなくなった年もあった。今後足りなくなるとは思わないが、若干の定員増をしなければならない状況も、場所によってはあり得るかもしれない。保育所においては、鈴鹿市では就園していない子どもも一定数おり、一概にこの量の見込みの数値を鵜呑みにすると減らしていく方向になってしまうが、今後の景気によっては、見込み数を現状維持にしないと、待機児童がでることは無きにしもあらずと思った。
中村委員	【資料 3】について、アンケート結果を用いて量の見込みを算出しているということであるが、第 2 期計画では、家庭類型のタイプ B（両親ともフルタイム）の潜在的な割合が 35.9%であった。第 3 期計画では 45.2%と、10 ポイント近く上昇しているなか、第 3 期計画における 2 号認定 3 号認定について、この数値で大丈夫なのか。
Next-i 株式会社	第 2 期計画と比較し家庭類型の割合が大きく変わっているという点について、先ほども申し上げたとおり、前提としてアンケート調査結果がベースとなっている。就学前の児童の保護者にアンケート 2400 件に送付し、そのうち回答があったのが 1020 件で、その集計結果が【資料 3】の家庭類型のとおりである。前回アンケートを実施した 5 年前と現在では状況が変化し、保護者も入れ替わっているなか、結果として 10%の差がでたとしか申し上げることができない。その要因が何かといえば、物価高で働かざるを得ないとか、報道ベースで言われているような経済状況など、細かくみていくと様々なことがあるのかもしれないが、アンケートというのは、それらすべてが集約された上で結果が出てくるものであり、その結果を

	スタート地点としてその先の作業を進め、最終的に【資料 3】に繋がっているということを、ご理解をいただければと思う。
中村委員	数値について、心もとなく思った。
真昌委員	箱があっても、保育士がいないと子どもを見ることができない。こども誰でも通園制度のように、今後サービスがどんどん拡大していくなかで、保育士のなり手が減っている。数値について考えるにあたっては、働き手となる保育士の確保についても、考えなくてはならない。
吉田委員	【資料 3】地域子ども・子育て支援事業のなか、子育て短期支援事業（ショートステイ）のように、過去の実績と国の手引きに基づく量の見込みに大きな乖離があるものがあるが、理由を教えてほしい。
Next-i 株式会社	国の手引きについては、第 1 期計画策定時の 10 年前に、当時の厚生労働省から示されているものであり、量の見込みの算出に当たっては、家庭類型を出すことから始まり、アンケート調査結果と人口推計を掛け合わせて算出するということになっている。 具体的に説明すると、「今後どういう教育・保育事業を利用したいか」といった設問の結果をもとに算出した利用意向と、1～5 歳の推計児童数を掛け合わせる。さらにそれを家庭類型ごとに算出し、足し合わせたものが、【資料 3】の数値となっている。 アンケートにおいて、「利用したいですか」と聞かれたときに、やはり「利用したいです」と答える場合が多くなってくる可能性は十分考えられるため、そういったニーズをもとに、国の手引きをもとに機械的に算出すれば、ショートステイ事業のように実態と乖離した数値が出てくる場合もある。 一方で、国の手引きには「市町村の実情に応じた数値を決めてください」といったニュアンスのことが書かれているため、手引きどおりに算出した数値にしないといけないということではない。弊社の提案方法として、一旦は手引きどおり算出し、その上で実態と乖離した数値については、別の計算方法や、アンケートを深堀りして別の割合を掛け合わせるなど、様々な提案をさせていただき、事務局のほうで検討いただきながら出した数値が【資料 3】のとおりである。
近藤委員	【資料 4】について、学童保育所は保育料が払えないと利用できないが、放課後子ども教室は自由に参加できるところなので、子ど

	もの居場所という観点から、数を増やしてほしいと思う。 放課後子ども教室のコーディネーターになるには、何か資格が必要になのか。
事務局 （文化振興課 生涯学習 GL）	コーディネーターになるにあたって、特に資格は必要ない。コーディネーターは、放課後子ども教室の企画運営をする方で、ボランティアのなかからサポーターとともに選出される。コーディネーター養成講座も、文化振興課にて年 1 回行っている。繰り返しの説明にはなるが、ほぼボランティアで運営しているため、新規で開講するのが難しい状況である。
上田会長	【資料 6】は冒頭に趣旨の記載があるが、【資料 5】には趣旨がない。両章をまとめて大きな趣旨を入れるのか、【資料 5】にも趣旨を入れるのか、見せ方的な部分で、ご検討いただきたい。
事務局 （総務 GL）	第 2 期計画の資料をベースに作成したため、このようなかたちとなった。第 6 章に合わせ、第 5 章にも趣旨を入れるよう検討したい。
上田会長	**事項書４　その他**　について議事進行
事務局 （総務 GL）	鈴鹿市子ども条例について、現在の条例骨子案の取りまとめに関して最終の調整を行っている。パブリックコメントを来月に実施し、市のホームページや広報等で周知を行う予定である。 鈴鹿市立保育所・幼稚園施設整備に関する基本方針の改定についても、子ども条例に比べると少しゆっくりとしたスケジュールにはなるが、同様の流れで策定を進めている。公表の運びとなった際には、改めて報告をさせていただく。 次回の子ども・子育て会議については、10 月 1 日（火）の開催を予定している。詳細な日時が決定すれば、改めて委員の皆様にご案内する。
事務局 （子ども政策 課長）	**事項書５　閉会** 閉会あいさつ（第 40 回鈴鹿市子ども・子育て会議）